

平成29年第1回穴水町議会定例会議録

招集年月日 平成29年3月8日(水)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員 (10名)	議長	伊藤 繁 男	副議長	大中 正 司
	1番	佐藤 豊	7番	小泉 一 明
	2番	湯口 かをる	8番	加世多 善 洋
	3番	吉村 光 輝	9番	小坂 孝 純
	4番	新田 信 明	10番	浜崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布施 東 雄	町 参 事	太 田 大 樹
総 務 課 長	菅 谷 吉 晴	住 民 福 祉 課 長	遠 藤 美 徳
税 務 課 長	森 下 和 広	産 業 振 興 課 長	宮 下 謙 二
出 納 室 長	神 平 浩	基 盤 整 備 課 長	小 谷 政 一
政 策 調 整 課 長	二 谷 康 弘	教 育 委 員 会 会 長	岡 本 伊 佐 夫
生 活 環 境 課 長	東 重 雄	教 事 務 局 局 長	北 川 人 嗣
健 康 推 進 課 長	佐 藤 栄	総 務 局 局 長	吉 田 信 之
		上 下 水 道 課 長	

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 関 則 生 主任 山 本 翔 子 主事 谷 川 和 貴

平成29年第1回穴水町議会定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	3月8日	水	午前10時～	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第2日	3月9日	木		休 会
第3日	3月10日	金		休 会
第4日	3月11日	土		休 会
第5日	3月12日	日		休 会
第6日	3月13日	月		休 会
第7日	3月14日	火	午後1時30分～	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託
第8日	3月15日	水	午前10時～	総務産業建設常任委員会 3階委員会室 教育民生常任委員会 3階会議室
第9日	3月16日	木		休 会 (各常任委員会予備日)
第10日	3月17日	金	午前10時～	(本会議再開) 第1、付託議案等の委員長報告 第2、委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、閉会中継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の 30 件であった。

- 議案第 1 号 平成 29 年度穴水町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 29 年度穴水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 29 年度穴水町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 29 年度穴水町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 29 年度穴水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 29 年度穴水町病院事業会計予算
- 議案第 7 号 平成 29 年度穴水町水道事業会計予算
- 議案第 8 号 平成 28 年度穴水町一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 9 号 平成 28 年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 10 号 平成 28 年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 11 号 平成 28 年度穴水町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 12 号 平成 28 年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 13 号 平成 28 年度穴水町病院事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 14 号 平成 28 年度穴水町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 15 号 穴水町し尿処理施設の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 16 号 穴水町農業委員会定数条例の全部改正について
- 議案第 17 号 穴水町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 穴水町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 穴水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 穴水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 穴水町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26 号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 穴水町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 穴水町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第29号 穴水町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について

議案第30号 穴水町簡易水道事業に対する地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例について

議 事 の 経 過

◎開 会



○議長（伊藤繁男） 只今から、平成29年度第1回穴水町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は10人です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

（10時00分 開会 開議）

◎会議録署名議員の指名



○議長（伊藤繁男） これより、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番佐藤豊君及び2番湯口かをる君を指名いたします。

◎会期の決定



○議長（伊藤繁男） 次に、「会期の決定」の件を議題にします。

○議長（伊藤繁男） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月17日までの10日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤繁男） 「異議なし」と認めます。したがって本定例会の会期は、本日より3月17日までの10日間にすることに決定いたしました。これにもとづく議事日程は、お手元へ日程表を配布してあります。

◎町長提出議案等の提案理由の説明



○議長（伊藤繁男） 次に日程に基づき、「町長提出議案第1号から第30号までの議案30件」を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

【町長 石川宣雄 登壇】

○町長（石川宣雄） 本日ここに、平成29年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議を賜りたく、第1回穴水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用にもかかわらず、繰り合わせご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。はじめに、町政に対する所信の一端と、提案いたしました平成29年度当初予算案及び平成28年度補正予算案並びにその他の諸議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

さて、私も多くの町民の皆様のご支援をいただき、3期目の町政運営の大任を担わせていただいてから3年が経過いたしました。これまで就任時に町民の皆様にお約束をいたしました「誰もが誇れるふるさと穴水」の実現に向け、限りある財源の中で、町民の皆様のご協力とご理解をいただきながら職員と共に知恵の限りをつくし全力で取り組んできたところであります。就任時の最重要課題でありました財政の健全化につきましては、徹底した事務事業の見直し、あるいは地方債の借入抑制など公債費負担の適正化に努め行財政改革を強力に推し進めてきたところであります。とりわけ総合病院の再生につきましては、医師の確保をはじめとする経営改善に自ら奔走してまいりましたが、時には改善を急ぐ余りに強引な手法などで町民や議会から厳しい叱責をいただくこともありました。しかし、職員は自ら改革委員会を立ち上げるなどしたことが病院再生の原動力となったことは周知の事実であります。今では、医師や看護婦も充足し経営も安定に向かい、町民の皆様から信頼される町の総合病院として再生を実現しつつあると認識しているところであります。

また、国の財源不足のため、交付税に代わって発行した臨時財政対策債を除く、いわゆる町の通常債残高は、就任当時157億7,000万円余でありましたが、今年度末には、97億1,000万円余りまで削減される見込みとなったところであります。一方、町の活性化を図るため、過疎からの脱却を目指し、国に先駆けて交流人口の拡大あるいは、雇用の創出など積極的に取り組んできたところであります。その一例といたしまして、新しい人の流れの創出を図るため、のと里山海道・越の原インターから穴水駅までの町道の改良や「四季彩々」の建設を含む駅前広場一帯の整備など交流基盤の充実による街中の賑わい創出に努めてきたところであります。

また、雇用の創出あるいは移住定住施策を推し進めるなか「ミスズライフ」など県外からの企業の進出とともに移住者などによる新たな起業が相次ぐなど着実に成果が現れているところであります。加えて町民の安全・安心をさらに確保するために防災の要である新消防庁舎の建設や、し尿処理施設の更新など老朽化した施設の整備なども進めてきたところであります。就任3期目の最後の1年にあたる平成29年度の予算編成につきましては、本格的な人口減少時代を迎える中で、新規学卒者の町内事業所への就職や移住・定住対策の充実、農林水産業を含む産業の振興といった社会減対策と、少子化対策などの自然減対策について、一段踏み込んだ対応を講じたところであります。更に、「穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき町民が安心して働き、結婚、出産、子育てができる、活力ある地域社会の実現に向け、基本目標である「若い世代の結婚・出産・子育てに対する希望の実現」など4つの取り組みを更に加速させていくこととしております。

次に、これらの施策を実行していくための基盤となる本町の財政状況であります。平成29年度におきましても、過疎と高齢化の進行などによる税源基盤の脆弱化により税収の伸びが期待できない状況にあることに加え、財源の多くを占める地方交付税についても人口減少が大きく影響することが見込まれることから、依然として厳しい状況下にあります。しかしながら、これまでの行財政改革の効果などにより、9年連続で財政調整基金の取り崩しに頼らない収支均衡を実現できたところであり、その中でも、戦略的に掲げた施策を最大限、盛り込み、限られた財源を重点的に配分するよう努めたところであります。以上により編成し、ご提案いたしました平成29年度の一般会計当初予算額は、本年度にし尿処理施設の建設や国民保養センター真名井の大規模改修などの大型事業が完了したことなどから、前年度と比較して5.7%減の総額で57億5,300万円としたところであります。この財源につきましては、町税で9億4,800万円余、地方交付税で26億6,500万円、町債で6億9,600万円余、そのほか、国・県補助金を活用するなど、可能な限りの歳入を確保したところであります。

また、特別会計当初予算額につきましては、0.2%減の33億8,800万円余を計上しているほか、企業会計当初予算額では、1.6%増の33億8,900万円余を計上し、全会計の予算総額で2.3%減の125億3,156万円としたところであります。

それでは、「穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標などに基づき、その主な施策につきまして概要をご説明申し上げます。第一に、「若者が活躍できる安定した雇用を創出する」

についてであります。若者や子育て世代の移住・定住の促進には、産業振興による雇用の場の確保が不可欠であります。まず、農林水産業の振興につきまして、世界農業遺産に認定された豊かな自然に育まれた「能登の里山里海」の伝統的な農業や文化、風景などの地域固有の特徴を活かしながら、今後とも企業などの農業参入の促進や地元農家との連携による六次産業化を進めてまいります。

また、地方創生推進交付金を活用し京都大学と共同で進めてまいりました「あなみず農家民宿育成・マーケティング戦略計画」に基づき、来年度から空き家を活用した体験型の農家民宿を整備するなど農家民宿を核とした農村ビジネスの創出につきましても本格的に取り組んでまいりたいと考えております。能登ワインや旭ヶ丘地区周辺エリアを対象に「あなみず恵みの里山構想」の具体化を目指すとともに、新たに「食」をはじめとする里山里海の魅力を、地域で一体的に提供する「スローフード事業」につきましても推進を図りたいと考えております。その他「のとてまり」のより一層のブランド化及び生産販路の拡大を支援し、里山農業などをしっかりと後押ししてまいります。

次に商工観光業の振興といたしまして、これまでも新規起業家への開業支援や空き家・空き店舗の利活用に対する助成などを行なってまいりましたが、その効果として移住者などによるレストランやカフェなどの新たな飲食店の開業が相次いでおります。引き続き新規開業者への助成を続けていくほか、「あなみず創業支援ネットワーク」により町は元より商工会・金融機関等が連携してしっかりと後押しをしていくことといたしております。

また、企業誘致条例の一部を改正し、条例適用対象事業に農産物等の生産加工、販売業を新たにに加え、更に助成限度額を5,000万円から1億円に拡充し、当町への企業進出の促進を図ることといたしました。次に産業の育成や振興には、その産業を支える人材の確保が大変重要であることから、新規学卒者やU・Iターン者への就業情報の提供や漁業など新規就業者への支援などにより、今後とも新たな担い手の確保に努めてまいります。

また、今年度から新たにはじめました新規学卒者や40歳以下のU・Iターン者を対象とした「若者ふるさと就職奨励金事業」につきましては、現在までに9人の実績があり来年度におきましても引き続き行うこととし新たな移住・定住人口の拡大を図ることとしております。

第二に「魅力を発信し新しいひとの流れをつくる」につきましては、3年目を迎える新幹線開業効果などの持続・発展、更には東京オリンピック、パラリンピックを見据え、地域の魅力を一層向上させるとともに、交流基盤の整備や戦略的な観光誘客の拡大など、地域の魅力づくりにしっかりと取り組むこととしております。まず交流基盤の整備といたしまして、のと里山海道・越の原イン

ターから直接、市街地へのひとの流れを創出するため進めてまいりました町道上出・来迎寺線の道路改良が今年度完了し、来年度は町道宇留地・越の原線の道路改良を本格的に進めるとともに、主要地方道穴水劔地線の整備につきましても引き続き県に働きかけていきたいと考えております。

また、乙ヶ崎地区から能登大仏に至る里山里海遊歩道の整備につきましても、町単独事業として早期の完成を目指すとともに、能登大仏への大型観光バスの乗り入れが可能となる町道大仏線を新たに整備することといたしました。

また、能登大仏周辺を観光資源とした集客力の向上策を検討してまいりたいと考えております。町を代表する観光スポットの一つである中居地区のポケットパークに設置された「ボラ待ちやぐら」につきましては、平成9年に設置されてから20年が経過し、長年の潮風や海水にさらされたことで支柱が腐食するなど傷みが著しいことから新たに更新することといたしました。その他、宿泊施設の整備促進を図るために引き続き農家民宿の開業や既存宿泊施設の改修の支援を行ってまいります。移住・定住の促進につきましても、移住セミナー等を積極的に開催し、空き家バンクの情報の発信や、空き家への入居者の支援、移住・定住奨励金、更には、新婚世帯への家賃支援など、今後もそれぞれのニーズに応じた、きめ細やかなサポートを実施していくことといたしております。

また、穴水ニュータウンの無償分譲につきまして、整備した8区画のうち現在、6区画で入居済となっており、町外からの問い合わせも多いことから、来年度更に無償分譲区画を6区画造成することとし子育て世代の移住、定住へと確実に繋げてまいりたいと考えております。

第三の「若い世代が定着し結婚・出産・子育ての希望をかなえる」につきましては、総合戦略に掲げた目標の達成を目指し、結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援を更に充実することとしております。まず、結婚を希望する若者の支援につきましては、今年度から企業、地域と連携し結婚を希望する若者に対して、出会いの機会などを提供する「ときめきライフデザイン推進事業」に取り組んでおります。先ごろ開催された第1回目のイベントでは、独身男女合わせて38人が参加し8組のカップルが成立したところであり、一組でも多くの成婚につながるよう期待をしているところでもあります。引き続き未婚化、晩婚化の流れに歯止めをかけるべく相談窓口を充実するなど、積極的に後押しすることとしております。次に、子育て世代の「経済的な不安」、「仕事と育児の両立」への対応についてであります。負担の軽減につきましましては、これまで18歳までの子ども医療費の無料化やインフルエンザなどの予防接種の助成の拡充などを実施してまいりました。

更に昨年の11月から、これまでの第3子に加え第2子の保育料についても所得制限を設けた上で無料化したところでありますが、来年度は、現在の所得制限を設けず多子世帯の児童が保育所へ同時入所する場合の第2子目以降を無料とすることといたしました。

加えて、放課後児童クラブの利用料につきましても保育料と同様に所得制限を設けずに兄弟同時利用する場合の第2子目以降を無料とすることとし、第2子の出産を後押しするため、更に一步、踏み込んだ県下トップレベルの施策を講じることといたしました。

また、仕事と育児の両立をめざす共働きの若い世代にとっては、子どもの突然の発熱や風邪などにより保育園に預けられないことが大きな壁となっております。

このため、来年度「仕事と育児の両立」に対する支援といたしまして、親が仕事を休めない時に親に変わって病気の子どもの預かる病児・病後児保育に対応した施設を総合病院内に整備し子育て世代が安心して仕事ができるよう支援することといたしました。

また、将来を担う子どもたちが心身共に健康であるためには、子どもの頃からの食生活・生活習慣に配慮することが重要であり、生活習慣病は児童期あるいは青年期に習慣づけられるものであることから40歳から生活習慣病予防に取り組んでも遅いと言われております。このような状況を踏まえ、新たに中学1年生の希望者を対象に生活習慣病検診を行い保健師と学校との連携により若い世代からの生活習慣病の予防に取り組むたいと考えております。

次に、子育て世代が定住先を選択する大きな要件に充実した教育環境が挙げられます。中学生の部活動やスポーツ少年団における生徒等の安全の確保と保護者の負担軽減を図るため、これまでの中体連主催の公式試合などの遠征費用の助成に加え、来年度より練習試合等の非公式の試合の遠征費用につきましても支援を行うことといたしました。

また、学校環境の充実といたしまして、穴水小学校の3階にエアコンを整備する他、児童生徒の家庭での生活の変化に合わせて小中学校のトイレの洋式化を図ることといたしました。更にB&G体育館の耐震工事と併せて消防設備の更新を行うこととしております。

また、これまで進めてまいりました自然、歴史などの町の教育資源を活用した、「ふるさと教育の推進」並びに英語教育の支援員の配置による「グローバル人材育成」を引き続き推進することにより、昨年小中学生を対象にした全国学力テストにおいて穴水中学校が県下1位の成績を獲得するに至ったのであります。引き続き英語教育の指導員を推進することにより、今後とも充実した教育環境の整備に努めたいと考えております。このように、地方創生の大きなテーマでもあります「結婚・

出産・子育て」への取り組みにつきましても少子化、晩婚化等に対応し結婚や出産等への切れ目のないサポート体制を充実し、今後とも若者の結婚の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

第四の「いつまでも元気で住みつづけられる」につきましては、人口減少・高齢化に対応した安全・安心な地域づくりを進めてまいります。地域防災力の向上につきましては、山梨県の南アルプス市をはじめ長野県の宮田村、今年1月には岐阜県の八百津町と災害時における助け合い協定を結んだところであります。能登半島地震から今年で10年の節目を迎え、今月25日には「能登半島地震復興10周年イベント」を開催し多くの町民の皆様の参加により、今後も災害から得られた教訓を風化させることなく次世代へ繋げることで防災意識の高揚を図り防災力を更に高めていくことが重要であると考えております。

来年度は、引き続き「自主防災組織」の育成や活動の推進、「地区防災計画」の策定を促進していくこととし、特に地域の防災リーダーとなる防災士の育成を積極的に進めるほか、危険空き家への解体支援を新たに設けるなど「いつまでも元気で住みつづけられる町」の実現に取り組んでまいります。

次に、これまで元気な高齢者の町へと転換を図るため、「健康長寿のまちづくり」を進めてまいりましたが、新たにガン検診の会場を増やすなど受診環境の改善に努め検診率の向上を図るほか、新たに壮年期の歯周病の検診を行うなど更なる健康意識の高揚につなげ、引き続き「日本一の健康長寿のまちづくり」を目指すことといたしております。以上、新年度におきましても町の豊かな自然や奥能登交通の結節点であることなど当町が持ち合わせている個性ともいえる財産を最大限に活かしながら様々な取り組みによって新しい価値や文化、産業を創出し、若者の定住促進や、安心して働き、子供を産み育てられる地域社会の実現に向け、全力を傾注してまいりますので、議会の皆様をはじめ町民の皆様の一層のご指導とご協力をお願いいたします。

次に議案第2号「平成29年度穴水町国民健康保険特別会計予算」から議案第7号の「平成29年度穴水町水道事業会計予算」までの4つの特別会計と病院・水道の事業会計予算につきましても一般会計に準じ、事務事業の見直しや経費の節減などにより所要の額を計上したところであります。

なお、水道事業会計予算につきましては、来年度より緑ヶ丘地区の上水道の整備に取り組むこととしております。以上が平成29年度当初予算編成にあたっての考え方と主要施策の概要であります。

議案第8号「平成28年度穴水町一般会計補正予算」から議案第14号「平成28年度穴水町水道事

業会計補正予算」につきましては、確定した事業費などから、それぞれに決算を見込んだほか、除雪費など年度内で対応が必要と認められる事業について予算計上を行ったところであります。

次に予算議案以外の主なものにつきまして、ご説明いたします。条例につきましては、新たに制定するものが1件、一部改正等が13件、廃止が2件となっております。

議案第15号「穴水町し尿処理施設の設置及び管理に関する条例」につきましては、今年度、新たに建設した、し尿処理施設の設置及び管理に関する事項を本年4月からの供用に合わせ、新たに整備するものであります。

議案第16号「穴水町農業委員会定数条例の全部改正」につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

議案第17号「穴水町個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、マイナンバー法の一部改正する法律の施行に伴い、町の条例により独自でマイナンバーを利用する場合の情報ネットワークシステムの情報連携について定めるものであります。

議案第18号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業の対象となる子の範囲の見直しに係る規定を改正するものであります。

議案第19号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を定めるものであります。

議案第20号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、等級別の基準となる職務について所要の改正を行うものであります。

議案第21号「穴水町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部改正に伴い個人住民税の減税の延期及び法人住民税の税率改正の延期など所要の改正を行うものであります。

議案第22号「穴水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、対象事業に、これまでの製造業、旅館業にインターネット関連事業及び第六次産業製品の販売を加えるなど所要の改正を行うものであります。

議案第23号「穴水町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、介護認定審査会委員の任期を2年から3年に改正するものであります。

議案第24号「穴水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新しい、し尿処理施設の供用に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第25号「穴水町企業誘致条例の一部を改正する条例」につきまして助成限度額の拡充等を行うものであります。

議案第26号「穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第27号「穴

水町水道事業給水条例の一部を改正する条例」並びに議案第 28 号「穴水町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも鹿波簡易水道の上水道統合に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号「穴水町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」につきましては、当該協議会での青少年の健全化等に関する指導育成などの総合的施策の調査・審議についての協議事項が、「穴水町青少年育成センター運営協議会」により補完されることから廃止するものであります。

議案第 30 号「穴水町簡易水道事業に対する地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例」につきましては、鹿波簡易水道の上水道への統合に伴い廃止するものであります。

以上、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明いたしますので、何卒、慎重ご審議の上、適切なる御決議あらんことをお願いいたします。

(10時33分)

◎諸般の報告



○議長（伊藤繁男） 次に、日程第 4、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査の結果が、町監査委員より議会に提出されておりますので、報告いたします。

○議長（伊藤繁男） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。引き続き全員協議会を開きますので、委員会室にお集まりください。

(10時34分 閉会)

平成29年第1回穴水町議会定例会議録

招集年月日 平成29年3月14日(火)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員 (10名)	議長 伊藤 繁 男	副議長 大 中 正 司
	1番 佐藤 豊	7番 小 泉 一 明
	2番 湯 口 かをる	8番 加世多 善 洋
	3番 吉 村 光 輝	9番 小 坂 孝 純
	4番 新 田 信 明	10番 浜 崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	太 田 大 樹
総 務 課 長	菅 谷 吉 晴	住 民 福 祉 課 長	遠 藤 美 徳
税 務 課 長	森 下 和 広	産 業 振 興 課 長	宮 下 謙 二
出 納 室 長	神 平 浩	基 盤 整 備 課 長	小 谷 政 一
政 策 調 整 課 長	二 谷 康 弘	教 育 委 員 会 会 長	岡 本 伊 佐 夫
生 活 環 境 課 長	東 重 雄	教 務 局 局 長	北 川 人 嗣
健 康 推 進 課 長	佐 藤 栄	事 務 局 局 長	北 川 人 嗣
		上 下 水 道 課 長	吉 田 信 之

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 関 則 生 主任 山 本 翔 子 主事 谷 川 和 貴

○議事日程(第2号) 平成29年3月14日 午後1時30分開議

日程第1 一般質問

①佐藤 豊 ②湯口 かをる ③吉村 光輝

④新田 信明 ⑤小坂 孝純

日程第2 議案等に対する質疑

日程第3 常任委員会付託

追加日程第1 発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」

一 般 質 問

◎開議の宣告



○議長(伊藤繁男) それでは、本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は10人です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

(1時30分 開会 開議)

◎一般質問



○議長(伊藤繁男) これより、町政に対する一般質問を行います。一般質問は、一問一答による質問方式と、全問一括での質問方式での質問方式を選択できることとしていますので、質問に入る前にどちらかの質問方式で行うかを表明してから質問してください。

質問時間は答弁を含め1人45分以内といたします。また、自席に戻ってからの質問は出来ませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますので、よろしくお願い致します。それでは順番に発言を許します。



1番 佐藤 豊 議員

○議長(伊藤繁男) 1番、佐藤 豊君。

【1番 佐藤 豊 登壇】

○1番(佐藤豊) 1番、佐藤です。通告に基き質問をさせていただきます。一門一答にてお願いします。

本日は、昨年3月に改定されました『穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略』の取り組みについてお伺いします。

地方創生の動きとして、地域の特性に即した地域課題の解決を基本視点として、国及び地方公共団体が、国民と問題意識を共有しながら、人口減少を克服し、地方創生に取り組む必要があるとされています。

新年度予算では総合戦略実現へ向けての具体的な予算も計上され、取り組みが一步步前進されており今後さらに充実するよう期待するものであります。そのなか、基本目標2では「魅力を発信し新しいひとの流れをつくる」その1項目に豊かな地域資源を生かした観光客の促進とあります。又、具体的事業として「地域資源の保全や活用を図る団体への支援」を行うと明記されております。

今回はこの件について、私の提言・提案をさせていただきます。当町は、あなみず音頭にも歌われているように、名所旧跡そして景勝地が多く観光資源として活用すべきところがたくさんあります。その多くの観光資源をどのように活かすべきか、私の思いを述べさせていただきます。地域活性化の観点からそれぞれの地域の皆さんにアイデア、プランをだしていただき、景勝地の整備を行う事が出来ないものかと言う事です。

たとえば、私の地元だと、恵比須崎・大山・銭塚など大変すばらしい所がありますが現状は荒れ放題となり、足を踏み入れるのも困難な状況にあります。そのようなところを地域住民の皆さんの手によって整備を行うことが出来ないものでしょうか。

このような整備を町で行うと、莫大な費用と経費が必要となりますが、地域の皆さんが地域に応じた整備を行えば費用も大きく削減され又地域の活性にもつながるものと考えますがいかがでしょうか。よろしければ担当課長の答弁をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 菅谷総務課長。

○総務課長(菅谷吉晴) 「地方創生」を旗印に、人口減少などの課題を克服するため、全国の自治体で地方版総合戦略を策定し、地域の活性化に向けた取り組みが進められております。本町においても、穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一昨年策定し、4つの基本目標に沿って、町が取り組むべき施策や事業を予算化し展開しているところであります。

今回、ご提案いただいた「地域資源の保全や活用を図る団体への支援」についてですが、総合戦略に盛り込んだ当該事業については、町の歴史や名所を案内する「歴史散歩事業ふるさと案内人」として観光ボランティアの育成を想定しています。

また、地域が持つ特色や先人より継承してきた資源など、深い関わりのある地域の方々ならではの視点で更なる磨きをかけることは、町といたしましても新たな観光資源の創出による観光客の誘客など交流人口の拡大に繋がるものと考えております。これまでも、地域の住民が主体となって、わがまちのシンボルを守り育てようと、鹿島地区では、「能登鹿島駅さくら保存会」を立ち上げ、桜まつりを開催するなど、いまでは、桜の名所「能登桜駅」として、県内外から多くの花見客が訪れております。

このほか、上中地区でも地域住民が庭先や沿道等でキリシマを守り育て、今では、「能登峨山キリシマ」として開花時には、真紅に咲き誇る里山を目当てに訪れる観光客や能登キリシマを買い求める方々で賑わっております。

また、観光資源に限らず、曾良のかぶら寿しや鹿波の椿油、沖波のキビ団子など、地域の特色を活かした特産品が生まれており、これらにつきましても地域資源を活用した振興事例の一つであると考えております。

いずれにいたしましても、まずは地域の方々为主体となって地域資源を活用して盛り上げていただくことが重要であると考えており、地域の賑わい創出・活性化に向けたアイデアをお寄せいただき、その活動を支援する仕組みづくりを今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 1番、佐藤 議員。

○1番(佐藤 豊) 課長が仰るように、是非今後ご検討いただきたいと思っております。

実は1988年から1989年に掛けまして、国の政策で「ふるさと創生事業」というものがありました。これは各自治体に補助金を交付し、その趣旨として自ら考え、自ら行う地域づくり事業ということでした。先にも述べましたが、地域の方々にボランティアなどのそれぞれの地域独特の取組で町の活性を図っていただきたいと思っております。行政としてはある程度予算を設けて、そういった形で使えるようであれば、一度ご検討いただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(1時40分)



2番 湯口 かをる 議員

○議長(伊藤繁男) 2番、湯口 かをる君。

【2番 湯口 かをる 登壇】

○2番(湯口かをる) 2番、湯口かをるでございます。通告に基づき一問一答で質問いたします。

始めに部活動の安全対策についてお尋ねします。のと里山海道で相次ぐ交通事故を受けて、県は羽咋市柳田インターチェンジ以北の対面交通区間などに、注意喚起の看板 48 枚、跨道橋に横断幕 8 枚を新設、またセンターポール間隔の見直しや、今後 4 車線区間を拡大するなど、取り締まりを強化する県警と連携を図りながら事故の再発防止に取り組んでいます。県の担当者は、まずは車のハンドルを握る一人一人が安全運転を心がけるのが、一番の交通安全対策となることを改めて認識してほしいとのコメントにより、改めて安全運転を肝に銘じた次第です。

昨年 10 月 16 日、七尾市のと里山海道で、珠洲市緑ヶ丘中学校野球部員を乗せたマイクロバスとワゴン車の衝突により、19 名が死傷する大きな事故の発生は、私達の記憶の新しいところです。この場をお借りして、改めて心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

この痛ましい交通事故を受けて石川県内の 8 市町は、部活動における移動費補助の拡充について検討をはじめ、穴水町は保護者の意見を聞き年度内に検討を得る方向で、あるとの当時の報道でしたが、保護者をはじめ皆様の関心は大きいものがあると思います。また町のスポーツ少年団の子供たちは、地域の多くのボランティアの方々にご指導頂き、みんな一生懸命頑張って活動しています。

当町の部活動に対する移動費補助のご説明と、スポーツ少年団にも移動費補助が適用されるのかをお尋ねします。

○議長(伊藤繁男) 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(岡本伊佐夫) 部活動などの安全対策につきましては、町長の提案理由説明の中にもございましたが、改めて、ご質問にお答えいたします。

まず、中学校の部活動の安全対策については、これまでも石川県中学校体育連盟等の公認大会参加に係る民間バスの借上げ等について、町が全額負担をしてきたところです。しかしながら、昨年、中学生が死傷したのと里山海道での交通事故を受けて、中体連主催以外の大会や練習試合においても、民間バスを借上げしやすいよう費用を助成し、拡充したところであります。

また、スポーツ少年団の助成につきましても、一教室あたり 10 万円を限度額として費用の一部助成を行い、移動時におけるスポーツ少年団団員の安全確保と指導者や保護者の負担軽減を図るものです。いずれにしても、中学校の部活動やスポーツ少年団の活動が指導者や保護者の献身的な奉仕活動で支えられていることに対し、改めて感謝を申し上げて答弁といたします。

○議長(伊藤繁男) 湯口 議員。

○2 番(湯口かをる) 部活動における移動費補助の拡充は、保護者に安心をお届けし、町の取り組む子育て支援の充実に繋がっていくものと思います。

次に公共施設の安全対策についてお尋ね致します。1月2日に金沢市の武蔵交差点付近で起きた道路の冠水は、水道管の破損によるもので、管を繋ぐボルト1本が老朽化により腐食して外れたことが原因のようでした。破損した水道管は昭和51年に敷設されたもので、法定耐用年数を過ぎていたようです。高度成長期に整備された土木建築などの公共施設は、耐用年数の経過と共に、一同に更新時期を迎え、今後自治体の財政の重荷となっていくと言われております。

石川県がまとめた県有施設の総合管理計画案によると、建築後30年以上の建築物は、昨年度末で53%を占め道路などを含めた改修費用は、今後30年間で8,315億円以上に上ると試算されているようです。

平成28年の6月定例会において、公共施設の老朽化による耐震化対策についての質問をさせていただきました。当町における公共施設の老朽化対策は計画的に進められているのでしょうか。高度成長期に整備された公共施設は、耐用年数の経過と共に老朽化し、管理計画による早急な対応が求められます。国の補助事業の活用などにより施設の整備、縮減や改修等をして、更新費用の平準化を図っていただきたいと思っております。

特に生活や人命に関わるような水道事業や県との連携事業となる道路、橋梁、トンネル等は総合点検の強化による安全対策に努めていただきたいと思っております。

当町における公共施設の管理計画と老朽化対策の進捗状況について、お尋ねします。

○議長(伊藤繁男) 菅谷総務課長。

○総務課長(菅谷吉晴) ご質問の住民の生活や人命にかかわる道路や橋梁などのインフラを含む公共施設等につきましては、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進することとしております。

まず、橋梁につきましては、平成24年度に策定した「穴水町橋梁長寿命化修繕計画」の中で、全橋梁92橋のうち、橋長5m以上の鋼鉄製の橋及びコンクリート橋の60橋を対象とし、修繕が必要であると判断した30橋に対し、状態の悪い橋を優先し、国の補助事業などを活用し予算の平準化を図りながら順次修繕を実施しており、平成28年度末時点では修繕済が14橋で全体の46%となります。更に平成24年12月に起きた笹子トンネル天井落下事故を受け、道路の橋梁やトンネルなどの道路重要構造物について、平成26年7月に施行された道路法施行規則に基づき、全92橋について5年に1度の定期点検を順次実施しております。

また、町営住宅につきましては、平成26年3月に「穴水町営住宅等長寿命化計画」を策定し、全戸数179戸のうち、14棟、81戸を対象として、今後、平成35年度までに全戸の長寿命化を終える計画としており、今年度、港町住宅(12戸)の外壁等改修工事を実施しているところであります。

道路施設につきましては、高速道路、国道、県道、市町道のすべての道路管理者が相互に連絡・

調整を行い、協力して道路施設の老朽化対策の強化を図ることを目的として平成26年6月に「石川県道路メンテナンス会議」が設置され、現在までに連絡調整会議9回、技術研修会等13回を実施しており、点検や修繕に努めるとともに、安全対策の強化に取り組んでいるところであります。

次に町の浄水場やポンプ場など水道施設につきましては、昭和58年から平成2年に整備した割合が多く、法定耐用年数は、構造物で60年、管路施設で40年であることから、平成27年度末現在で、これを超えた施設は、資産の金額ベースで10%未満でございます。

しかしながら、20年後には、50%を超える資産が法定耐用年数を超えることとなり、以後、順次更新期を迎えることから、昨年3月に策定した「穴水町新水道ビジョン」や現在策定中の「水道事業経営戦略」などを踏まえて、財政状況を勘案しながら事業の平準化と経営の安定を図って行きたいと考えております。

なお、その他の公共施設につきましても、間もなく策定することとしております「公共施設等総合管理計画」を指針として、老朽化度合や将来ニーズ、利便性など総合的に勘案し、個別の施設ごとに更新や修繕、あるいは廃止、集約等を進めていくこととなります。いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中、将来的に必要となる経費の削減・平準化を図りながら、今後、耐震化など計画的かつ予防保全的維持管理により施設の長寿命化を図るとともに、更新時における施設規模等の適正化などにより行政サービスの維持・向上の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 湯口 議員。

○2番(湯口かをる) ありがとうございます。今後も総合的な管理計画のもとに老朽化対策を先送りして、町の財政の負担とならないようお願いいたします。

最後に自転車活用推進法成立による安全対策についてお尋ねします。近年自転車と歩行者の事故が各地で問題になっています。2013年に神戸地裁は高齢女性を跳ねた男子児童の親に約9,500万円の支払いを命じたようで、このような高額賠償の例は他県にもあるようです。

金沢市では、自転車事故を起こした際の損害賠償の支払いなどを補填する損害賠償保険の加入を義務化する方向で検討しているとの報道でした。

石川県警によると、県内で昨年の11月末までに発生した自転車に関係する人身事故は420件で、その内自転車が主な原因となった事故は13件だが、自転車による事故は、事故扱いとして届出ないものも多くあるので、事故として把握された件数は氷山の一角とのことでした。

また、車を運転する75歳以上の高齢運転者には、これまで免許の更新時に認知機能検査が実施されてきましたが、今年3月12日施行の改正道路交通法では75歳以上の高齢運転者には、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習が実施されることとなり、検査後に医師が認知症と診断すれば、免許の取り消しか停止となるようです。

近年、免許を返納する高齢運転者の増加が予測されることにより、エコや健康づくりなどの観点から、自転車利用の動きが広がるといわれています。

2016年12月9日に、議員立法の自転車活用推進法が国会で成立しました。自転車は道路交通法では軽車両に位置付けられ、自動車と同じように交通規制が定められていますが、自転車に法的縛りがあることを意識して乗っている人は、ほとんどいないといった状況であり、大人は子供達に対して自転車の乗り方は教えても正しい走り方は教えていない現状にあるようです。

自転車を安全走行するには、ルールやマナーの厳守と、自転車事故の補償となる保険の加入も必要になってくるものと思います。

日本サイクリング協会によると、自転車の損害賠償保険の加入率は20から20数%だが、保険は事故を防ぐことができない。まずは自転車に乗るマナーを身につけることが大切であると、アドバイスをしています。

改正道路交通法により、今後免許を返納する高齢運転者が予測される中で、自転車は日常における手軽な移動手段となってくるものと思われます。それには、安全に走るためのルール・マナーを守ることが大切であり、児童や町民の方々に機会を捉えて周知することが、必要になってきます。また安全に自転車を走行するためには、道路の整備も必要かと思えます。

当町における自転車活用推進法がめざすエコと健康のための自転車の活用と安全対策や事故に対する補償保険の義務化などについての当町のお考えをお尋ねします。

○議長(伊藤繁男) 東生活環境長。

○生活環境長(東重雄) 石川県における自転車がかからむ事故の発生状況でございますが、平成28年中に460件が発生し、その内9名の方が亡くなっております。

また、本町内では、平成23年～平成27年の5年間で4件の負傷者事故が発生しており、基本的には人口に比例した傾向にあります。「自転車活用推進法」の成立により、国では健康増進や自動車への過度な依存性の低減等を目的とし、各省庁と連携し施策を決めていくこととしており、今後これを根拠として、さまざまな具体策が講じられていくものと認識をしております。

さて、ご質問の「自転車活用推進法」の施行による自転車の活用や安全対策についてでございますが、自転車の活用による環境への負荷の低減や健康増進等から、子供から高齢者まで幅広く活用が期待されますが、特に高齢者においては、運動機能の低下からくる事故等が危惧されているところでもあります。

さらに、安全対策の自転車専用道路や通行帯の整備につきましては、交通量や経済性の検討が必要なこと、また補償保険の義務化においては、全国的な傾向として、自転車事故件数が高い水準の自治体が条例制定を実施していると聞いており、こういった状況調査も必要であると考えておりま

す。いずれにいたしましても、自転車の安全性の向上につきましては、法的ルールを意識していないことから発生する事故を防止することが重要であるとの認識のもと、現在、取り組んでいる、「小学校における自転車交通安全教室」や「高齢者交通安全教室」の開催等によるルールやマナーの周知、また、この様な機会を通じた補償保険加入の促進強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 湯口 議員。

○2番(湯口かをる) ありがとうございます。私は平成27年9月議会において高齢者の足となる移動手段の整備について一般質問をさせていただきました。この度の道路交通法改正法は、多発する高齢者事故の抑止目的にあると思います。今後免許を返納する高齢者の足となる交通手段と整備を自転車活用推進法による自転車の活用について私の質問を終わります。

(2時3分)



3番 吉村 光輝 議員

○議長(伊藤繁男) 3番、吉村 光輝君。

【3番 吉村 光輝 登壇】

○3番(吉村光輝) 3番、吉村光輝です。通告に基づき質問は一問一答にて行います。最初に交通弱者の移動手段の確保についてお伺いします。

自分で行きたいときに行きたい場所に行く。車を運転し、買い物や仕事、または病院に出かける。マイカーを持たなくてもこうした生活が当たり前のできるのが理想だと思います。

穴水町のような中山間地域かつ高齢化の著しい地域でのマイカー移動ができない方、いわゆる交通弱者の移動手段の確保は当町にとって大きな問題だと思います。マイカー以外の移動手段の中心は路線バスです。29年度予算にも路線バス・生活バスの運行対策に4,500万円余りが提案されていますが、行政と事業者の多くが知恵とお金を出し合い、現在の路線バスを維持している状況だと思います。ただ路線バスの性質上マイカーやタクシーのようにはいかず、場所や時間は制限されてしまいます。必要なのはdoor to doorの移動手段ではないでしょうか。

穴水町の公共交通のあり方を一度見直し、住民の満足度があがるような仕組みを検討する必要があるのではないのでしょうか。

まず事業者から利用者と収支の状況をどのように報告を受けているのかを教えてください。また、現状の路線バスを中心とした公共交通に対する自己評価及び町民の評価はどう認識しているのかを教えてください。

現在、路線バスの所管は政策調整課であるが、これから求められるのは交通弱者、特に高齢者や

障害を持たれた方に対する福祉政策としての移動手段を確保する取組が必要でないでしょうか。

○議長(伊藤繁男) 二谷政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 公共交通は、主としてマイカーを持たない交通弱者などの移動手段であり、日々地域と地域を繋ぐものとして日々運行されております。本町においては、北鉄奥能登バスが運行する路線が主なバス路線となっており、高齢者や学生の通院通学の足として活用されております。

近年では、マイカーなどの移動手段が中心となっていることに加えて特に地方においては、少子化などによる人口減少に伴い全国的に利用者が減少している状況であります。

公共交通利用者の減少に伴い、路線の運行についても収支が悪化している状況であります。路線の維持存続を図るため、運行事業者への支援により路線の確保に努めております。その運行支援にあたっては、運行に係る赤字部分の補填を県の補助要綱に従い、県と沿線市町が協調補助を行っております。したがって、路線収支の状況につきましては、事業者からの補助金交付申請により収支の状況を把握しているものであります。

主な路線の収支状況についてですが、穴水町に係る路線全体で、経常収益が約1億1,400万円余り、経常費用で2億8千万円余りとなっております。特に、平成17年に穴水～蛸島間を結ぶ能登線の廃止に伴う代替路線として鉄道に代わり運行している穴水珠洲線の割合が大きくなっております。経常収益で7,500万円余り、経常費用で1億6,600万円余りであり、いずれも全体収支の50%を超えるものとなっております。その運行損益に対する補填を、県と沿線市町である珠洲市、能登町で負担し路線の維持確保に努めているところであります。

また、路線バスを中心とした公共交通に対する現状認識についてですが、マイカーやタクシーと比較して、移動時間などの制約を受けますが、不特定多数の移動と廉価で定時性を保った移動を行うことができるメリットや、市町域を超える移動やそれに近い集落間の移動などの長距離運行に対しては、バス以外の運行手段では運行費用面での問題が生じるものと考えております。

このような状況から、事業者や沿線市町との連携を図るとともに、利用者の協力や理解を得ながら、全ての路線を利用者の多くが目的とする学校や病院に向かうダイヤとなるよう調整するなど、事業者と随時協議を行いながら、現状で最善の運行ダイヤとなるよう利便性の向上に努めながら、高齢者や学生の日常生活を支える足として今後も路線の運行を行っていきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 佐藤健康推進課長。

○健康推進課長(佐藤栄) 自ら交通手段を持たない高齢者や身体障害者等の移動制約者にとって生活の足の確保が重要と考えており、町では、在宅福祉サービスの一環として、町内4路線で運行

曜日を定め、虚弱高齢者や障害者などに対し買い物や通院等の外出支援としてバスを運行しております。車椅子搭載可能なマイクロバスでの運行ですので、door to door とはまいりませんが、高齢者が安心して利用できるよう添乗員を乗車させ、乗降の際の介助は勿論、買い物などの荷物につきましても手助けを行うなど利用者に配慮した運行に努めており、昨年度は、延べ3,281人の利用がありました。今後は、乗合バスの利用者数が減少傾向になっている状況の中、地域の公共交通の維持を図る一方で、移動制約者に対する交通手段の確保について、タクシーなどの利用を含めて様々な観点から、今後、鋭意検討していきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 3番、吉村 議員。

○3番(吉村光輝) ありがとうございます。政策調整課のご努力によって路線バスの現状を維持することが、大命題であるとの認識だと思います。そこで路線バスのあり方を含めて考えていくという意味で、自己評価では継続するのがベストということなのですが、町民の評価をヒアリングするなり、意向調査を実施すればいいと思いますがそのようなアンケートであるとかヒアリングの場を設けるなどのお考えはありますでしょうか。

○議長(伊藤繁男) 二谷政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) ヒアリング等々に関しては現在考えておりません。しかし北鉄バスにおきまして、乗車客に対して何回かアンケート調査を実施しております。吉村議員の仰りたいのはdoor to door のいわゆるデマンドバスや乗り合いタクシーの移行などの考えだと思うのですが、それに関しても交通空白地帯をなんとかしていないといけない現状の中で、北鉄バスと一緒に色々な選択肢を考えていきたいと思っております。

○議長(伊藤繁男) 3番、吉村 議員。

○3番(吉村光輝) ありがとうございます。いずれにしても今後どういうあり方を必要であるかを考える上で、根拠が必要になると思っております。その根拠となるものは住民の声であり学術的な統計資料であるとか、そういうものが必要になってくると思っておりますので、是非そういった事をする機会を設けていただきたいと思っております。

次に障害者雇用の促進についてお尋ね致します。平成28年4月より、改正障害者雇用促進法が施行されました。法律では事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けており、改正法では障害の区分に新たな障害も追加されました。また法定雇用率も引き上げられることや障害者の差別禁止も加えられ、より平等に障害者と接する工夫がされています。

法定雇用率を2.0%を遵守出来なければ罰則が課せられます。これば事業所個々の問題ではあり

ますが、町内の事業者における障害者雇用の状況をご説明下さい。

また、新たに障害の対象者が追加されることにより、町内においても対象者が拡大されることで、求職活動を行う方も増えると思うがどのように支援するのか教えて下さい。

また、障害者の雇用を支援する仕組みとして、障害者総合支援法のもとで、就労支援事業所での訓練という仕組みがあります。就労支援事業は、就労移行支援、就労継続支援A型、B型と幾つか分かれています。当町においては雇用契約に基づかないB型の事業所は複数存在しますが、より一般雇用に近いタイプの就労移行支援事業所や雇用契約に基づくA型事業所は現在ありません。こうした事業所を整備すべきだと思いますが見解をお伺いします。

障害の有無に関わらず、雇用の場が町に住むことに繋がるのではないのでしょうか。雇用や支援の場がないため故郷を離れているケースもあると思いますが、町の見解を伺い致します。

○議長(伊藤繁男) 遠藤住民福祉課長。

○住民福祉課長(遠藤美徳) 障害者の雇用促進に関するご質問にお答えいたします。

1点目の「町内の事業者における障害者雇用の状況」についてであります。障害者雇用促進法では常勤の従業員50人以上を雇用する事業者に対して、2%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。現在、穴水町でこの基準に該当する事業者は4社、うち3社で2%以上の法定雇用率をクリアしています。なお、この制度の罰則にあたる「障害者雇用納付金」については、常用労働者100人以上の事業者に課せられるものでありますが、現在、本町の事業者でこの適用を受けた例はないとのことあります。

2点目の「障害者の求職支援」についてであります。障害者の就労及び雇用に係る相談体制の強化と、啓発活動が重要と認識しております。年々、広く・深く複雑化が増している「障害者を取り巻く課題やニーズ」に対応していくため、平成20年度に奥能登2市2町の担当部局と障害福祉サービス事業所等による自主的な協議体として「奥能登地域自立支援協議会」を設立し、障害者福祉制度の理解、障害者の実態把握、課題解決のための検討会等をとおして、担当者のスキルアップと窓口間の連携強化を図っているところであります。

また、過疎化が進む奥能登地域において、限られた雇用の場を最大限に生かすためには、広域的な連携も必要という見地から、協議会内に障害者の就労に特化した部会を設け、情報交換や合同就職説明会、見学会等を開催するとともに、奥能登の基幹産業である農業の人手不足を障害者の施設外就労で補う「農福連携」への取組を行政や福祉事業所はじめ、農家等の協力を得ながら推進しているところであります。今後とも、「奥能登地域自立支援協議会」を軸とする、体制の強化を図っていきたいと考えています。

3点目の「就労移行支援事業所等の整備」についてであります。穴水町には、議員ご指摘のとおり就労移行支援事業所及びA型の事業所の設置は無く、B型が1事業所で20人が利用登録されて

います。なお、町外の事業所になりますが、就労移行支援サービスに1人、同じくA型に5人が利用登録されています。ご提案のありました、就労移行支援事業所やA型の事業所の開設についてですが、就労移行支援事業所については、一般企業等の求人が確実にあることが前提となります。また、A型事業所の開設は障害者の社会参加の促進、定住、地域活性化への期待は広がりますが、開設にあたっては、運営に関わる人材の確保、収入を得るために行う作業や製品等の開発と販路の確保、そして就業者の確保等が課題となっております。

これらのことを踏まえ、来年度に予定している「第5期穴水町障害福祉計画」策定に係る作業と並行して、ニーズ調査や先進事例の収集・分析等を行いながら、課題の整理と検討を重ねてまいりたいと考えています。

○議長(伊藤繁男) 3番、吉村 議員。

○3番(吉村光輝) 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(2時18分)



4番 新田 信明 議員

○議長(伊藤繁男) 4番、新田 信明君。

【4番 新田 信明 登壇】

○4番(新田信明) 4番、新田です。通告に基づき、「捕獲猪の処分先確保について」一問一答方式によりご質問いたします。

本町では、猪の捕獲数は、猟友会の働きや捕獲檻の設置により、平成28年度において3月3日現在で74頭とのことであります。

奥能登の他の市町では平成28年度において、既に各々数百頭が捕獲されているとも聞いていますので本町の捕獲数はまだ少ないと言わざるを得ません。

しかし、本町での平成27年度の捕獲数がわずかに9頭でありましたので、大幅な伸びとなっており、今後も倍増していくことが予測されます。先日3月5日の新聞に「捕獲猪の処分に困った」との見出しが大きく取り上げられていましたが、今後は捕獲後の処分先確保が大変重要であると考えます。

現在のところ捕獲後の処分は「食用などに解体した後、土に埋める」「焼却施設への持込」となっています。「食用などに解体した後、土に埋める」これは、捕獲者が自らが解体し山などに穴を掘って埋めるということですが、解体は特殊な作業であり、捕獲者任せの対応では限界が見えていると思います。「焼却施設への持込」ですが、新聞記事には、昨年11月から今年2月までに59頭が輪島市三井町の施設に持ち込まれたとのことでした。先日3月6日施設に確認したところ、1日の焼却

は概算で8頭ほど対応できるとのことですから、焼却処分にはまだ余裕があると判断されます。

以上を念頭に「獣肉処理施設の建設について」ご提案いたします。

昨年12月7日の新聞に、羽咋市の猪の有効活用策が掲載されていました。

羽咋市では既に「獣肉処理施設」を設置して、猪肉の販売事業を行っております。現在加工販売しているソーセージのほか、革製品などの商品開発も手がけるとのことでした。

今後益々増えるであろう害獣猪ではございますが、食肉資源であるとの視点から、焼却処分に頼るだけでなく「獣肉処理施設」を設置して事業ルートに乗せるべきであると思います。事業化にまず処理施設設置から始まります。「獣肉処理施設」は本町だけでは設置が難しいと思いますので、奥能登2市2町の広域対応が望ましいと思います。猪捕獲が倍増するにしたがって捕獲数も増加が予測されますので、早急に対応すべきであると思います。町長の御所見をお聞かせいただければと思います。

○議長(伊藤繁男) 宮下産業振興課長。

○産業振興課長(宮下謙二) 穴水町では、今年度77頭のイノシシが捕獲されており、捕獲されたイノシシの処理につきましては、狩猟者において大半が自家消費されるか、一部焼却処理などがされております。ご指摘の加工施設は、白山市の白山ふもと会獣肉処理施設と昨年度にオープンした羽咋市獣肉処理施設の2施設が営業を行っており、捕獲したイノシシを加工処理し、ジビエ料理として有効活用できれば、町の特産品として地域資源の活用が図られるとともに、捕獲者にとっても捕獲後の処分労力の軽減が出来ると言った利点が上げられます。一方で、イノシシの加工処理には、採算ベースに乗せるという大きな課題があると伴に、施設の建設には、食品衛生法の規制、食肉の安全性、販路の確保等、様々な課題を解決する必要があるなど、ハードルが高いのも事実であります。

こうした状況を踏まえ、担当レベルで獣肉処理方法や、捕獲方法を含めた検討会を開催するなど、処理施設の在り方について協議が開始されています。仮に、施設整備がなされる場合、施設は民間主導で行い、それを行政や農協なり農業団体が支援する方法が望ましいと考えています。

○議長(伊藤繁男) 4番、新田 議員。

○4番(新田) 猪の処分については、やはり広域で対応すべきだと思います。現在はそのような事務レベルで進めているとのことですから、早急に具体化できるようにしていただければと思います。当然予算的には難しいと思いますが、害獣の被害額との相殺も当然考えられますし、猪による人的被害も想定されるものと思います。是非具体的に進めていただければと思います。以上です。

(2時29分)



9番 小坂 孝純 議員

○議長(伊藤繁男) 9番、小坂 孝純君。

【9番 小坂 孝純 登壇】

○9番(小坂孝純) 9番、小坂です。通告に基づき全問一括で質問いたします。

1点目は鹿波集会所沖に投石についてであります。普段は波静かな鹿波湾には、能登島も見え絶景スポットです。ところが一度荒れ狂うと高潮と共に波しぶきとなって海岸通りに打ち上げられ、交通困難となります。現在、綺麗に整備された護岸には様々な工夫がされており高潮が緩和されるように思いますが以前より高く波しぶきが舞い上がり高台にある神社までも及ぶ状況です。以前にはこの様な事もなく先人達の構築した石垣積みの知恵に感心させられるところです。

そこで、鹿波集会所沖 100m付近に投石を施す事が出来ないものかご検討をお願いします。

2点目は、あすなる広場を拠点とした観光にもっと力をいれてほしいということであります。昨年10月6日に穴水中学校議会が行われ、15名の生徒の清しい質問を拝見し、26年前の初心を思い出しました。生徒達も穴水町の行く末を心配し質問してくれたものだと、嬉しくなりました。その中でも「町の魅力のアピール」、「明千寺周辺の観光情報発信について」、「城跡公園の整備について」これは12月議会に加世多議員も質問いたしました。検討をしていただく答弁であったかと思えます。「バスツアーの周遊を含む誘客について」と15名の生徒の内4名の生徒が穴水町の観光やアピールとのその発信のあり方についての質問でした。

私達議会もこれらの事を何回となく質問いたしました。再度ご検討をお願いします。先般、私は県議会の方々と山口県宇部港の直島へ視察に訪れ現代アートを見学してきました。このちょっとしたアイデアとも言えるアートを見るために全国から多くの若者達が訪れる事に大変驚きを感じました。

今珠洲市では、芸術祭という事でアートの世界を作るそうです。わが町でもこの美しい穴水湾の海辺にアートを作ってはと思います。この美しい穴水湾とあすなる広場を活用し且つ拠点とした観光に更なる力を注いで頂きたいと思います。

3点目として穴水町にIT企業を誘致してはと思います。徳島県上山町、南町には定住、移住事業の一環としてIT関連の企業誘致に成功した例をテレビ報道で知りました。今では、本社を都会から移転し頑張っているとのこと。現在、穴水町を離れ東京でIT関連の企業を立ち上げ成功している若者達がいることを3年前のテレビ報道で知りました。今では100名余りの若者達を雇用しているとの事です。

昨年その若者がテレビに出演し、「都会で頑張りがながらも自分の生まれた故郷を忘れたことはない、

故郷はいいものだ」とお話されておりました。町長は穴水町のトップセールスマンでもあります。今の町の状態、これからの穴水町のためにも若い力が必要であります。始めは5名でも10名でもいいと思います。一度お願いに伺ってみてはどうでしょうか。長年穴水町の産業であった農業・漁業・林業は大変厳しい時代になってしまいました。

穴水町は、昨年地域懇談会において、「穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」という基本目標を掲げ町民に説明し本年度政策案とし打ち上げました。「若者が活躍できる安定した雇用を創出する」「魅力を発信し新しいひとの流れをつくる」「若い世代が定着し結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「いつまでも元気に住みつづけられる」この4つの基本目標の中にも様々な事業展開が取り入れられ大いに期待するところでもあります。いずれにせよ、若者なしでは達成できません。私は今、この御時世であるからこそ、若者に相応しいIT関連企業の誘致を推進するべきではないかと考えています。

4点目であります「あなみず恵みの里山実施計画」のその後をお聞きしたいと思います。旭ヶ丘能登ワイン、ミスズライフ付近に計画予定のあなみず恵みの里山実施計画の、その後はどうなっているのか、お聞きいたします。

とても素晴らしい計画で楽しみにしています。始めに「五感四季食彩工房」の整備、穴水町の物産をメインとした食材を利用し四季折々の料理と能登ワインとのコラボレーションを堪能できるレストランをつくり、そして先ほど質問した観光スポットのルート創設などこの計画案には様々な制度も組み入れてあります。

また、あなみずブランド農産物の創出案では、農産物のブランド化により穴水のブランドとして加工販売も組み込まれております。更には農産物の冷凍貯蔵加工等の整備案は当町では、初めての試みではないでしょうか。盛り沢山の事業で楽しみです。職員各位には大変かと思いますが成功を祈り、担当課長に答弁をお願い申し上げます。

○議長(伊藤繁男) 石川町長。

○町長(石川宣雄) 小坂議員の穴水町にIT関連の企業誘致を進めてはとのご質問にお答えいたします。

ご指摘の徳島県神山町や美波町では、サテライトオフィスが続々と進出するとともに、移住者も増加するなど、過疎と高齢化の町が大きく変わってきていると聞いております。

これは、先駆けたICTインフラの整備や、古民家をオフィスとして整備してきた努力が、実を結んだものであるものと認識しております。国においても、IT企業は地方創生の牽引役として、非常に期待されているところでもあります。当町においては、残念ながら光ファイバー通信可能なエリアが、中心市街地とその周辺までとなっており、インフラ整備面での制約があるものの、今後

は、市街地等での空き家・空き店舗などを活用した小規模なIT関連企業の誘致について、県との連携やご支援を頂きながら積極的に取り組んで参りたいと考えております。

尚、この様な状況の中、これまで当町においては、企業誘致施策として誘致企業に対する「助成対象業種の拡大」や、「助成対象要件の緩和」などの、企業誘致条例の改正に加え、IT関連企業の誘致を含めた、「本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例」の制定を行ってきたところでもあります。本議会においても、企業進出の促進を図るために「企業誘致助成限度額の拡充」を実施することとし、関係条例の一部改正を提案させていただいている所でもありますので、ご理解願います。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 鹿波の集会所周辺の投石についてお答えいたします。穴水町の海岸は、東または東南方向に向いており、能登外浦と比べ、静穏な海岸であるため、住宅や道路が海岸近くに建設されております。

しかしながら、台風などの南西方向からの暴風時には、鹿波や岩車、新崎地区等において、波しぶきが舞い上がり、霧状となって道路や住宅に及んでおり、海岸付近に住む住民の方々にとっては、悩みの種となっていることと思います。このようなことから、鹿波漁港の鹿波集会所沖に波消しのための投石が出来ないかのご質問ですが、水稻等の作物の場合、ひとたび塩水を被れば、枯れて収穫できなくなることから、農地海岸のほとんどに消波工が設置されております。

また、道路の場合には、波が堤防を越えて、直接車に当たるなど、頻繁に通行止めになる等の交通障害により、物流や生活に影響を及ぼすような箇所において、消波工の設置を行っております。

この鹿波漁港海岸につきましては、波高や風向調査に基づき越波を防ぐ設計がなされており、頻繁に走行する車両に直接波が被ることはないと思われまますので、消波工につきましては難しいことを、ご理解願います。

○議長(伊藤繁男) 二谷政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 昨年の中学生議会で、観光に関する活発な提案や質問があり、そのおりに答弁のとおり、観光の魅力発信については、積極的な事業展開を行っていきたくと考えております。

次に議員提案の「アートの島」香川県直島町を参考にした「穴水湾とあすなろ広場」を活用したアートによる観光施策についてですが、「現在のアートの直島」に至る背景としまして「直島建築群」とベネッセハウスの活動の二つが大きな意味を持つと言われております。

まず「直島建築群」については、将来の直島に必要な教育文化施設を中心部に集める「文教地計

画」の一端として昭和46年から竣工された斬新なデザインの直島小学校をはじめとする学校施設や社会教育施設、さらには、安土桃山時代の飛雲閣をモデルとしたモダンな町役場が整備されてきました。

さらには、ベネッセコーポレーションの前身である「福武書店」創業者の福武哲彦氏が尽力し、「直島文化構想」の1つとして建設したアートと宿泊施設を兼ね備えた「ベネッセハウス」を核として、著名な芸術家の活動が島全域に展開されることに伴い数多くの観光客が訪れるようになったと聞いております。こうした40年間以上の長期的な背景により町民に受けいりやすい下地が出来上がった事が島あげての事業展開に繋がって行ったものであると言われております。仮に本町において本物のアートを活用した観光地づくりを行うとすれば、長期的な計画、準備、財源が必要であることが想定でき、現段階での事業化は難しいと考えられます。現状のあすなる広場の活用については、県内最大の食のイベント「雪中ジャンボかきまつり」や「長谷部まつり」、「牛まつり」の会場となっている他、グランドゴルフの大会など多くの交流イベントを開催しております。

今後、乙ケ崎地区から能登大仏に至る里山里海遊歩道の整備や能登大仏への町道整備による利便性の向上に併せ関係課と連携を行い能登大仏の活用とあすなる広場を一体的に繋ぐ観光ルートの構築により更なる観光誘客に努めていきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 宮下産業振興課長。

○産業振興課長(宮下謙二) 平成28年3月に策定された「あなみず恵みの里山実施計画」の事業化に向け、昨年4月より、関係各機関との調整作業について1年間をとおして行ってきました。

その中でも、今回の計画の核となる「五感四季食彩工房」については、民間主導で行うものと、行政が主体的に取り組むものの、棲み分けを十分に検討する必要があり、時間を要していることにご理解をお願いいたします。特に、能登の食材を活用したレストラン棟の設置については、計画の公表時に、民間の経営が望ましいとの見解を示したことから、後にいくつかの問い合わせやご相談のほか、具体的な提案があったところであります。これを受けまして、現在、提案者から概要や構想のヒヤリングを行っているところであります。

次に観光スポットのルート創設につきましては、本年度実施しています「あなみず農村ビジネス創出事業」の中で、京都大学やツアー会社の協力を得て、体験型モデルツアーを構築中であり、今月の18日から20日にかけてモニタリングツアーを実施し、検証後にはツアー商品として販売する計画と成っております。

次に、あなみずブランドの農水産物の創出につきましては、赤土土壌で栽培される葉物や、根菜類は、市場で高評価を頂いておりブランド化に向けある程度のロットが必要となることから、栽培面積の拡大を進めたいと考えています。また、水産物や伝承野菜等は、稀少商品として格付けし、

ブランド化を目指したいと考えております。

加えて安定した生産管理や付加価値向上を進める上で必要となる、冷凍冷蔵施設や加工場等の施設整備についても、設置規模や運営主体について、関係機関との調整を行いたいと考えているところでもあります。恵みの里山計画の公表後、多くの町民の皆様から、能登ワイン周辺エリアでの賑わい創出に向け、貴重なご意見や、提案も御受けしており、今後は皆様のご期待に添えるよう着実に事業化に向け鋭意努力させて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議長(伊藤繁男) 9番、小坂 孝純君。

○9番(小坂孝純) それぞれご答弁いただきありがとうございます。

創生総合戦略の4つの事業であります。きめ細かな様々な補助もあります。どの事業にしても若者達がいなければ中々難しい仕事かと思えます。町長は11年あまりで100億円余りの借金を返した訳でありますので、これから40年になりますと穴水町の人口も6,000人弱に結果も出ておりますので、いずれにしても若い人達をどのようにして止めるのが課題かと思えます。若者を引き止めるのは大変難しいこととは思いますが、私は大きな予算をこういう事に使ってもよいのではないかと考えます。

遅くなりましたが鹿波のバイパスの件について、一言お礼を申し上げたいと思えます。石川県をはじめ、県土木や輪島総合土木事務所の方々に大変ご尽力をいただきまして、鹿波バイパスも20年あまり動かなかった訳であります。鹿波は活発になっております。町に関しても町長をはじめ執行部の方々に対しましても鹿波区民を代表いたしまして御礼を申し上げます。そして3月6日に鹿波の老人会がありました。その時にも住民からは重機の音が聞こえることに喜ばしいとの声もあり、皆様のご尽力を頂いておりますが、一日も早い完成を望んでいるとのことでした。

(2時53分)



○議長(伊藤繁男) これで、一般質問を終わります。関連質問はありませんか。

(関連質問なし)

○議長(伊藤繁男) ないようですので、関連質問を終わります。

○議長(伊藤繁男) ここで、暫時休憩とします。本議会再開は10分後とします

(3時2分再開)



○議長(伊藤繁男) これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑は疑問点を質する趣旨で、大綱的な内容でお願いします。

それでは、質疑の通告がありますので、順番に発言を許します。



5 番 大中 正司 議員

○議長(伊藤繁男) 5番、大中 正司君。

【5 番 大中 正司 登壇】

○5番(大中正司) 5番、大中です。私は議員をさせて頂いて以来10年、今回初めて本会議において質疑をいたします。その質疑に入る前に一言述べさせていただきます。先日議会改革を主題とした全員協議会が開催されました。そこで私は「議会活動の見える化」の1つとして議案に対する質疑を本会場で行うことで町民の皆様は議会ではどんなことが審議されているのかを見ていただけないかと提案しました。

しかし、従来から質疑の時間も会議日程に入っているのだから、そこで質疑をしたい議員は遠慮なくすればよいということになりまして、今回この場に立たせて頂いております。私に限らず今後この機会を積極的に利用して僅かなりとも「議会の見える化」を模索していき、議会の活性化に繋がればと思いますので、よろしくお願い致します。

今回は先日行われた平成29年度予算内示会で示された主な事業の中から4つの項目について質疑を致します。最初の項目は「潮騒の道」についてであります。私も朝早くにウォーキングで利用することもあります。ゆったりとウォーキング出来る潮騒の道ですが、最初にこれまでの利用状況とそれに対する評価をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 潮騒の道のこれまでの利用状況と評価であります。個人の方の利用については把握出来ませんが、かなりの利用者がいると見られ、事業として行ったものについては、教育委員会事業で第3回潮騒ウォークラリーでは、45チーム、225人の方々が参加しております。

また、いきいきノルディックウォーキング事業では、穴水公民館や諸橋公民館の主催で、すでに4回実施されており、3月18日にも開催が予定されており、合計5回利用する予定であり、約140名の方が利用しております。

また、H29年度にはウォーキングの習慣化を推進するために健康推進課による、「ハッピーウォーキング」事業が行われる予定でございます。

評価でございますが、平成7年度に県施行により整備されたこの「潮騒の道」については、健康ブームやウォーキング愛好者の増加に伴い、年々利用者が増えており、町民の方々の健康増進に寄与しているとともに、穏やかな海岸を散策できる観光コースとして、穴水町の貴重な観光地のひとつであると思っております。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中議員。

○5番(大中正司) 2点目にこれまでの管理状況及び管理費用と平成29年度の予定をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) この「潮騒の道」は県が施行し、管理している施設です。

なお、県によると、年に1回程度の除草や、落ち葉掃き掃除を行っており、費用は15万円程度と伺っております。その他、道に覆いかぶさっている枝などの管理は、山林所有者の町が行っており、2回程度の実施で13万6千円です。なお、県によりますと平成29年度においても同額を予定しているとのことでした。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中議員。

○5番(大中正司) 「潮騒の道」は常任委員会にて、利用状況が正確に掴めていないところなどは詰めていきたいと思えます。

2項目である「里山里海遊歩道整備事業」についてお尋ねします。平成29年度の当事業の予算は、3,000万円計上されていますが、他のページに町単道路改良工事「里山里海遊歩道整備事業」7,080万円が計上されています。この2つの予算項目の関連を教えてください。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 里山里海遊歩道整備事業については、町単道路新設改良費7,086万円の内、3,000万円を計上し、延長310mの完成を目指しております。その他の2路線につきましては、鹿島駅周辺整備事業、ニュータウンに関連した町道来迎寺線の側溝改良事業がありまして、この前後で3路線を予定しています。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中 正司君。

○5番(大中正司) 2項目目が別のように記載してあったものですから、別の予算項目かと思ひ質問いたしました。続いてこの遊歩道の完成までの事業費総額をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 事業の全延長である約1.3キロメートルの完成までに必要な事業費の総額は8,500万円を見込んでおります。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中議員。

○5番(大中正司) だいぶ当初から予算から縮減されたように思えます。また常任委員会で確認したいと思います。この事業の目的を「観光地としての魅力向上を図り、ウォーキングによる交流人口の拡大や町民の健康長寿に寄与する」としてはいますが、この8,500万円を掛けて行うことで得られるものはどれほどのものなのでしょうか。当事業の具体的な効果見込みをお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 町の観光資源となる能登大仏周辺と七尾北湾の波静かな風景が満喫出来る場所をつなぐ新たな観光資源として、遊歩道を整備することにより、交流人口の拡大に寄与するものであると考えております。

また、越の原ICから誘導した観光客を駅前や市街地の川沿いの散策とあわせ、新たな散策道として、半日もしくは1日滞在して頂くことを目標としており、それが街中での昼食や宿泊及びピリピーターの増加に繋がって行けばと考えております。あわせて、健康長寿のまちづくりに向けて、ウォーキングによる町民の健康づくりにも貢献できるものと考えているところでございます。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中議員。

○5番(大中正司) もう少し具体的に数字による見込をお聞かせいただければと思っております。本来なら以前に、歳入として当てにしていた社会資本整備事業交付金などの申請書には計画として記載して申請していると思うのですが、そういう数字を常任委員会で聞かせいただければと思います。

続いて3点目の都市計画費についてお伺いします。1,300万円余りが計上された内容として都市計画基礎調査委託と都市計画マスタープラン策定業務委託が上げられており、いずれも外部への委託であります。次期計画マスタープランの基本方針をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) 都市計画マスタープランの基本方針についてですが、「都市計画法」において、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、「当該市町村の“建設に関する基本構想”これは市町村が策定で並びに“都市計画区域の整備、開発及び保全の方針”これは県が策定するも

ので、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」とあります。

また、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とありますので、策定時においては、住民の皆様方の意見を吸い上げて、新たな都市計画マスタープランを策定していきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中 議員。

○5番(大中正司) 住民の意見を伺う機会について、それらも含めたマスタープラン策定に至るまでの年度内の作業工程をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 小谷基盤整備課長。

○基盤整備課長(小谷政一) このマスタープランは、2箇年で策定する予定で、平成29年度は都市計画基礎調査の結果をもとに町民意識調査を実施し、現状分析・課題・基本方針などの全体構想を作成する予定であります。平成30年度につきましては地域別構想や実現化方策について検討し、地域別説明会やパブリックコメントなどで広く住民に周知するとともに、都市計画審議会での審議を経て町議会の皆様方へ報告を行いながら策定していきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中 正司君。

○5番(大中正司) 最後に穴水町移住・定住促進補助金についてお尋ね致します。まず全体で758万円の予算が計上されていますが、この内訳をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 二谷政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) 本補助金については、国の地方創生推進交付金の採択を受けて実施する予定であり、事業費の2分の1が交付対象として措置されるものであります。その予算の内訳としては、専門機関によるサポート強化費として240万円、事務局の管理費として60万円、移住体験ハウス・駅前相談室の設置に係る事務経費として108万円、仕事情報の発掘や体験プログラムの開発費として250万円、今年度開設したホームページの更新費として80万円、都市部における移住セミナー等に係る旅費として20万円で、トータル事業費758万円を本議会に上程しております。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中 正司君。

○5番(大中正司) 2点目に移住コーディネーターの業務についてワンストップ化などと説明されていますが、これまでの実績と平成29年度に期待する成果をお聞かせ下さい。

○議長(伊藤繁男) 二谷政策調整課長。

○政策調整課長(二谷康弘) コーディネーター業務による実績については、今年度の実績として主に協議会の事務局の運営と空き家の発掘・調査として、法務局における空き家の権利関係の調査や所有者との調整などを中心に活動を行っており、空き家バンクへの登録実績として8件となっております。

また、平成29年度の期待成果についてですが、穴水町への移住に向けた総合的な相談窓口としての機能を更に強化するため、来年度に委嘱を予定している地域おこし協力隊の活用を含めて3人体制で協議会事務局の活動を行う予定であります。

その内2名が協議会事務局に常駐し、移住希望者の受け皿として空き家の更なる発掘や、都市部における移住セミナーの積極的な開催など、常駐スタッフが中心となり、移住希望者一人ひとりが抱える移住に対する不安や課題に対してきめ細かく対応するなど、具体的な移住に向けたアプローチを行い、移住者の確保につなげていきたいと考えております。

○議長(伊藤繁男) 5番、大中 正司君。

○5番(大中正司) ありがとうございます。これ以上のことは常任委員会でお聞かせいただきたいと思っております。



4番 新田 信明 議員

○議長(伊藤繁男) 4番、新田 信明君。

【4番 新田 信明 登壇】

○4番(新田信明) 4番、新田です。通告に基づいて質疑をさせていただきます。

「穴水町老朽危険空き家除去費補助金」の補助率を1/3とした理由・根拠は「空き家は個人の資産であるので、解体はあくまで本人負担で対応すべきものであるが、個人負担の軽減を図ったもの」と答弁があったが、同じく内示会資料13ページ「宿泊施設整備促進事業」及び「新規開業・起業者支援事業」も個人資産の改修等補助であると思うが、その補助率は1/2となっている。この違いの理由・根拠をご説明いただきたいと思っております。

○議長(伊藤繁男) 山岸副町長。

○副町長(山岸春雄) 老朽空き家の除去補助金は、国や県の法律や要綱などに定められた具体的な根拠に基づく補助と違いまして、社会経済情勢の変化などによる、様々な町の課題への対応を目的とした政策補助であります。従いまして、先般ご説明いたしましたとおり、「事業の目的や必要性」、或いは「責任の度合い」や「財政への影響」に加え、先行事例とその成果などを含めて、幅広く検

討した上で制度の創設と、補助率や補助金額を決定したものであります。

また、比較されている宿泊施設整備等の補助事業の場合にも、今までの事業同様に様々な検討を行ったうえで、補助率などを定めたところであります。この補助率の差については、政策目標の違いにより決定したことによります。

○議長(伊藤繁男) 4番、新田 信明君。

○4番(新田信明) 只今の説明ですが、理解はできましたがやはり同様の趣旨のようであれば統一性を持った方がよいと思いました。以上です。

○議長(伊藤繁男) これで質疑を終わります。

(3時34分)



○議長(伊藤繁男) 次に日程に基づき、議案第1号から議案第30号までの議案30件について、各常任委員会への付託を行ないます。お諮りいたします。

議案30件につきましては、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤繁男) 「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号から議案第30号の議案30件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(伊藤繁男) 次に進みます。お諮りいたします。

ただ今、新田議員から発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤繁男) 異議なしと認めます。

発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。追加日程第1、発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題にします。これより発議第1号の趣旨説明を求めます。

○議長（伊藤繁男）4番 新田 信明 君

○4番（新田信明） 4番新田です。

発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の趣旨を説明をいたします。
地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。
しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保に繋がっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものであります。

以上により地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への、意見書を提出するものであります。議員各位におかれましては趣旨をご理解の上ご採択賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明を終わります。

○議長（伊藤繁男）発議1号について、質疑はありますか。

質疑はないようですので、質疑を終ります。

○議長（伊藤繁男）発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、会議規則第39条第2の規程によって、委員会付託を省略することについて採決します。本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

○議長（伊藤繁男）全員起立であります。お座り下さい。

○議長（伊藤繁男）したがって、発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」について、委員会の付託を省略することは可決されました。

○議長（伊藤繁男） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

（午後3時35分 散会）

平成29年第1回穴水町議会定例会議録

招集年月日 平成29年3月17日(金)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員 (10名)	議長	伊藤 繁 男	副議長	大中 正 司
	1番	佐藤 豊	7番	小泉 一 明
	2番	湯口 かをる	8番	加世多 善 洋
	3番	吉村 光 輝	9番	小坂 孝 純
	4番	新田 信 明	10番	浜崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布施 東 雄	町 参 事	太 田 大 樹
総 務 課 長	菅 谷 吉 晴	住 民 福 祉 課 長	遠 藤 美 徳
税 務 課 長	森 下 和 広	産 業 振 興 課 長	宮 下 謙 二
出 納 室 長	神 平 浩	基 盤 整 備 課 長	小 谷 政 一
政 策 調 整 課 長	二 谷 康 弘	教 育 委 員 会 会 長	岡 本 伊 佐 夫
生 活 環 境 課 長	東 重 雄	教 務 局 局 長	北 川 人 嗣
健 康 推 進 課 長	佐 藤 栄	事 務 局 局 長	北 川 人 嗣
		上 下 水 道 課 長	吉 田 信 之

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 関 則 生 主任 山 本 翔 子 主事 谷 川 和 貴

○議事日程(第3号) 平成29年3月17日 午前10時00分開議

日程第1 付託議案等の委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討論・採決

追加日程第1 発議第2号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」

日程第4 委員会の閉会中の継続審査又は調査

◎開議の宣告



○議長(伊藤繁男) それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の、出席議員数は、10名です。

全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分 再開)

○議長(伊藤繁男) これより、日程に基づき、議案第1号から議案第30号までの議案30件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、常任委員会委員長の報告を求めます。

○議長(伊藤繁男) 総務産業建設常任委員会委員長 新田信明君。

【総務産業建設常任委員会委員長 新田 信明 登壇】

○総務建設常任委員会委員長(新田信明) 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、副町長、町参事はじめ関係各課長の出席を求め、3月15日に全委員出席のもと本委員会を開催し、慎重に審査致しました結果について、ご報告いたします。内容は、

議案第1号 平成29年度穴水町一般会計予算

議案第3号 平成29年度穴水町公共下水道事業特別会計予算

議案第7号 平成29年度穴水町水道事業会計予算

議案第8号 平成28年度穴水町一般会計補正予算(第4号)

議案第10号 平成28年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 平成28年度穴水町水道事業会計補正予算(第3号)

議案第16号 穴水町農業委員会定数条例の全部改正について

議案第17号 穴水町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例について

- 議案第 20 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 穴水町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 穴水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 穴水町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26 号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 穴水町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 穴水町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 穴水町簡易水道事業に対する地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例について

以上、付託されました議案 18 件については、全委員賛成をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」といたしました。以上をもちまして、本委員会に付託されました案件についての審査の結果についての報告を終わります。

○議長（伊藤繁男） 教育民生常任委員会委員長 吉村光輝君。

【教育民生常任委員会委員長 吉村 光輝 登壇】

○教育民生常任委員会委員長（吉村光輝） 教育民生常任委員会に付託されました案件について、町長、教育長はじめ関係各課長の出席を求め、3月15日より本委員会を開催し、慎重に審査致しました結果について、ご報告いたします。

- 議案第 1 号 平成 29 年度穴水町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 29 年度穴水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 29 年度穴水町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 29 年度穴水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 29 年度穴水町病院事業会計予算
- 議案第 8 号 平成 28 年度穴水町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 9 号 平成 28 年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 11 号 平成 28 年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 平成 28 年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 13 号 平成 28 年度穴水町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 15 号 穴水町し尿処理施設の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 23 号 穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 24 号 穴水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 29 号 穴水町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について

これらについては、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。以上、本委員会に付託されました議案 14 件について、いずれも全会一致をもって、承認することにいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件についての審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

○議長（伊藤繁男） これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

○議長（伊藤繁男） ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に移ります。

討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

○議長（伊藤繁男） ないようですので、討論を終わります。

○議長（伊藤繁男） これより、採決を行います。

議案第 1 号から議案第 30 号まで議案 30 件を一括採決いたします。

各件に対する各常任委員長の報告は、いずれも可決または承認であります。

○議長（伊藤繁男） お諮りいたします。

議案 1 号から議案第 30 号議案 30 件について、原案どおり可決、または承認することに賛成の方は、起立願います。

○議長（伊藤繁男） 全員起立であります。

お座りください。よって、議案第 1 号から議案第 30 号の議案 30 件については原案のとおり、可決または承認することに決定いたしました。

○議長（伊藤繁男） 次に議員提出議案、発議第 1 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」についてお諮りいたします。これより、討論に移ります。討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

○議長（伊藤繁男） これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議員提出議案、発議第 1 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」は、原案のと

おり可決することに賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。お座り下さい。

よって、議員提出議案、発議第1号は原案のとおり、可決されました。

ここで10分間休憩いたします。議員の皆さんは委員会室にお集まりください。

(午前10時15分 再開)

○議長(伊藤繁男) ただ今、小泉議員から発議第2号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

○議長(伊藤繁男) 発議第2号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第2号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」を議題にします。

これより発議第2号の趣旨説明を求めます。7番小泉一明君。

○7番(小泉一明) 7番小泉です。

発議第2号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

北朝鮮は、我が国を始め、国際社会からの累次にわたる自制要請を無視して3月6日、弾道ミサイルの発射を強行した。これまで繰返してきたミサイル発射は、国連安全保障理事会の決議に明らかに違反し、国際社会の平和と安心を著しく損なう行為であるほか、今回のミサイルの4発のうち1発は、能登半島北北西約200キロの海域に落下したとみられる。これまでで最も日本本土に近い海域であり、うち3発は、日本沿岸から約370キロの排他的経済水域内に落下した。その落下したとみられる海域の近くには、好漁場の「大和堆」があり、漁業関係者の安全な操業が脅かされている。また、我が国の安全保障そのものに対する直接的で重大な暴挙であり、断じて容認できるものでない。よって、国におかれては、下記の事項について、全力をつくして取組むよう強く要望する。

1 国際社会との連携を一層密にし、北朝鮮に対して、国連決議の順守を平和的に働きかけると

ともに、北朝鮮における弾道ミサイル問題の早急な解決を図ること。

以上により地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への、意見書を提出するものであります。議員各位におかれましては趣旨をご理解の上ご採択賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（伊藤繁男） 発議第 2 号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」は、会議規則第 39 条第 2 の規程によって、委員会付託を省略することについて採決します。本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

全員起立であります。お座り下さい。

○議長（伊藤繁男） したがって、発議第 2 号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」について、委員会の付託を省略することは可決されました。発議第 2 号について、質疑はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終ります。

これより、討論に移ります。討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

○議長（伊藤繁男） これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議員提出議案、発議第 2 号「北朝鮮による弾道ミサイル問題の早期解決を求める意見書」は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

全員起立であります。お座り下さい。

よって、議員提出議案、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤繁男） 次に、日程第 4、「委員会の閉会中の継続調査」について、議題といたします。

各委員長から、委員会における継続調査について、会議規則第 75 条の規定により、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（伊藤繁男） お諮り致します。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤繁男) 「異議なし」と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(伊藤繁男) 以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第1回穴水町議会定例会を閉会いたします。

(3月17日 午前10時22分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 伊藤 繁 男

署名議員 佐藤 豊

署名議員 湯口 かをる